

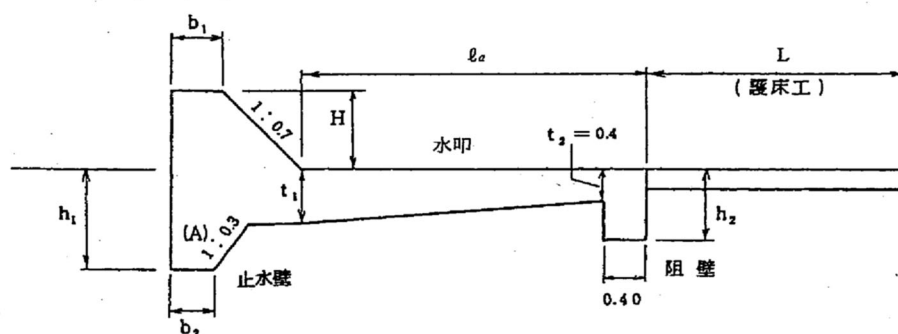
質 疑 応 答

3-13 頭首工構造には、フローティングタイプとエプロンのないフィックスドタイプがありますが、河川幅及び堰上高等によりどちらのタイプにするか、目安はあるのですか。

頭首工の本体基礎が直接岩盤である場合はフィックスドタイプとなりますが、そうでない場合は、河川幅が小さい（ $B=4\sim5m$ ）ものでも復旧工法を参考に、河川状況から決定することになります。

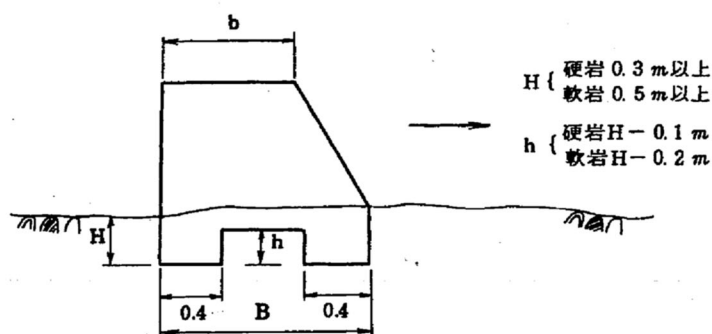
(参考)

① フローティングタイプ



岩盤の位置が河床から深い位置にあるか、又は、全くない場合、土砂、石礫等の自然河床の上に直接設ける。

② フィックスドタイプ



岩盤の位置が河床から浅く、直接岩盤に構築する。

質 疑 応 答

4－1 排水路が被災した場合、査定要領第15(2)ウ(イ) ii、iv、v、viについては「当該災害を与えた洪水等を対象として必要最小限度の工事」とありますが、第15(2)ウ(イ) i、iii、viiの場合は、洪水等を対象にできないのですか。

排水路が被災した場合、査定要領第15(2)ウ(イ) ii（被災箇所が水衝部になった場合）、iv（背後地に集団農地等があり、かつ、一連の効用が発揮される場合）、v（一定計画）、vi（越水のため被災し、被覆工等を新設する場合）については、当該施設の従前の利用上の機能と安定条件を回復するために必要な施設を施行する場合に適用するために「当該災害を与えた洪水等を対象」にして復旧することを原則としています。

第15(2)ウ(イ) iiiは被災箇所が災害により水衝部でなくなった場合で、viiは被災施設に接続する一連の施設の位置、規模、構造等に併せて復旧する場合であり、当該災害を与えた洪水を対象にする必要はありません。また、iは、部分復旧の場合で、残存部分の拡大がなされない限り断面拡大の効果はありません。

したがって、査定要領第15(2)ウ(イ) i、iii、viiに該当するもので、全水路の断面拡大をする場合は、関連事業と併せて行うことになりますが、断面拡大の総費用から、原形断面復旧費用を差し引いた残額が関連事業費となります。

質 疑 応 答

4-2 水路が埋そくした場合の取扱いについて具体的にどのようにするのですか。

(1) 査定要領第13(1)でいう「水路が埋そくしたとは原則として水路断面の3割以上が埋そくした場合をいう」の取扱いは下記のとおりです。

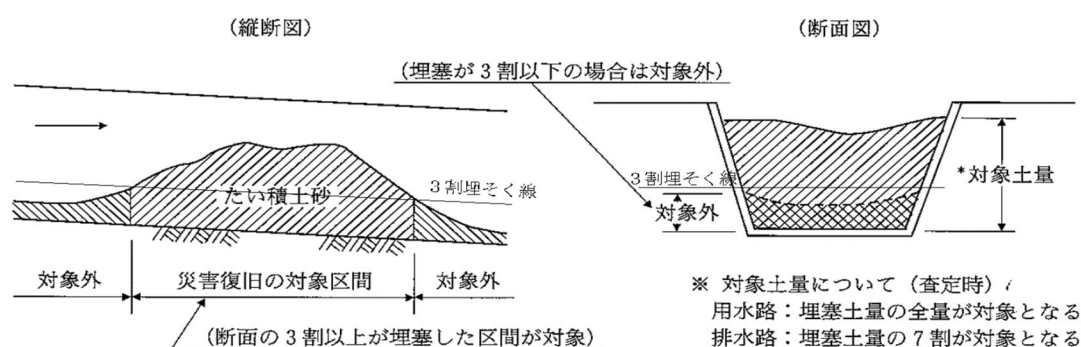
ア 水路断面とは、通水許容断面（設計水深に余裕高を加えたもの）とします。

イ 3割以上の埋そくとは、各測点毎の測定断面での埋そく状況を対象としており、全土量に対しての3割数値ではありません。

(2) 埋そく土の排土を応急本工事で実施した場合で、前記ア、イの条件を満たしている場合には、排水断面を確保するために排土した全土量を計上します。

(3) 排水路において、水路断面以上に土砂が堆積した場合の対象土量は、水路断面内については70%の計上とし、それを超える部分については全量を対象とします。

ただし、実施に際しては、工事着手時の堆積状況により、効用回復に必要な土量を対象として差支えありません。



質 疑 応 答

4－3 査定要領第14(1)ウでは、天然水路が決壊し背後に農地がある場合について災害復旧事業で対応できるとなっていますが、背後地に農地がない場合の取扱いはどうするのですか。

背後地に農地がない場合でもそのまま放置すると水路としての効用が失われ、下流に被害を及ぼすことが明らかな場合は、災害復旧事業で対応することができます。

4－4 被害が激甚な水路の途中にある無被災の、ため池の余水吐、放水路の取扱いはどうするのですか。

被害が激甚な水路を「一定計画」により復旧する場合、水路の途中にあるため池の余水吐、放水路は、水路の復旧計画に使用した流量を基準として、余水吐、放水路の改修の必要性を検討し改修の必要性がある場合は、災害復旧事業の付帯工事で改修工事を行うことができます。この場合、水路延長に余水吐、放水路の延長を含めて全延長とします。

4－5 水路と橋梁が同時に被災した場合の申請方法はどうするのですか。

原則として、水路と橋梁に分けて災害復旧事業を申請しますが、橋梁のアバット部が水路の護岸を兼ねていて分離施工できない場合は、水路として申請します。

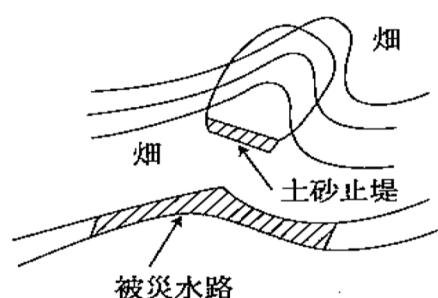
質 疑 応 答

4－6 畑総事業等で設置した土砂だめ及び末端における沈砂池が被災した場合、災害復旧事業で申請することはできるのですか。また申請工種は何をするのですか。

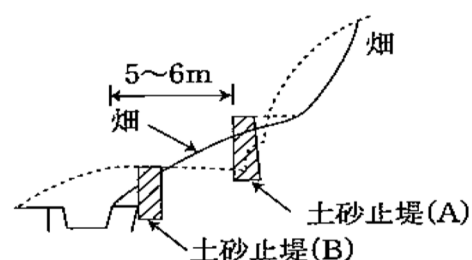
土砂だめ及び沈砂池の位置付けが排水路の附帯施設であれば、災害復旧事業で申請することはできます。この場合、申請工種は水路（排水路）として申請します。

4－7 下図のように、排水路の被災原因が附近の山腹（個人の樹園地）の崩壊に起因する場合に簡単な土砂止堤を水路として申請することはできるのですか。

(平面図)



(断面図)



土砂止堤は、必要最小限度の工法で申請することはできます。この場合、用地境界がどここの位置によるかにもよりますが、一般的に、山側の土砂止堤(A)は農地として申請します。水路の安定を期するため、土砂止堤(B)を設ける必要がある場合は、査定要領第15(2)ウ(イ)(i)により(B)は水路として申請します。

質 疑 応 答

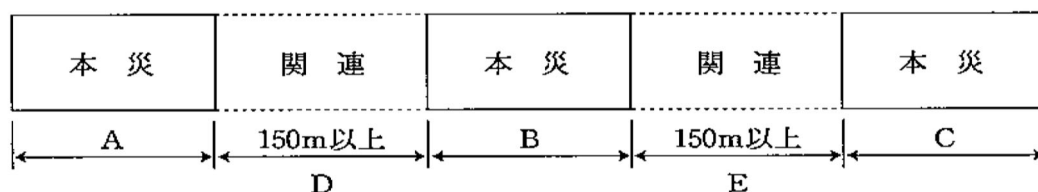
4－8 河川を横断するサイホンで、本体には被災はなく通水にも支障がないのですが、洪水によって河床が低下して本体（ヒューム管等）が露出しサイホン下流が洗掘された危険な状態となっている場合、この本体をコンクリートで巻立し、更に下流に護床工を設ける工事を災害復旧事業で申請することはできるのですか。

洪水を災害原因として、はん濫注意水位（警戒水位）以上又は低水位から河川天端までの高さの1/2以上の水位があった場合で、河川内工作物設置位置の河状の変動が著しく変化し、安定度が失われている場合には、査定要領第13(7)に基づき、施設の従前の利用上の機能と安定度を回復することを限度として災害復旧事業で申請することはできます。

（注） 警戒水位は、平成19年4月から「はん濫注意水位」と整理している場合があります。

質 疑 応 答

4－9 水路等の災害復旧で、1路線のある区間を災害復旧事業と関連事業で交互に連続して復旧しようとする場合、申請はどのように行うのですか。



災害復旧事業と関連事業を申請する場合、災害復旧事業の $A + B + C$ の関係において、関連事業の $D + E$ が、A項関連に該当するか、B項関連に該当するか決めて申請します。

なお、関連事業が不採択となった場合でもA、B、Cの区間が採択条件に該当していれば、おのこの独立した箇所として申請することはできます。

関連事業のA項関連、B項関連は次のとおりです。

A項関連：一箇所当たりの関連工事費が200万円以上で災害復旧事業費の100%以下の場合

B項関連：一箇所当たりの関連工事費が200万円未満、あるいは災害復旧事業費を上廻る場合

質 疑 応 答

4－10 関連採択基準3－(2)の水路橋の被災原因は、河床低下だけが該当するのですか。また「これらに類する工事」とは、水路橋以外の暗渠・サイホン等の工事を指すのですか。

河床の低下以外にも、局部洗掘、転石の流出の増加等が該当します。また、「これらに類する工事」とは、暗渠、サイホン等の河川内工作物の補強、改築を指します。

(参考)

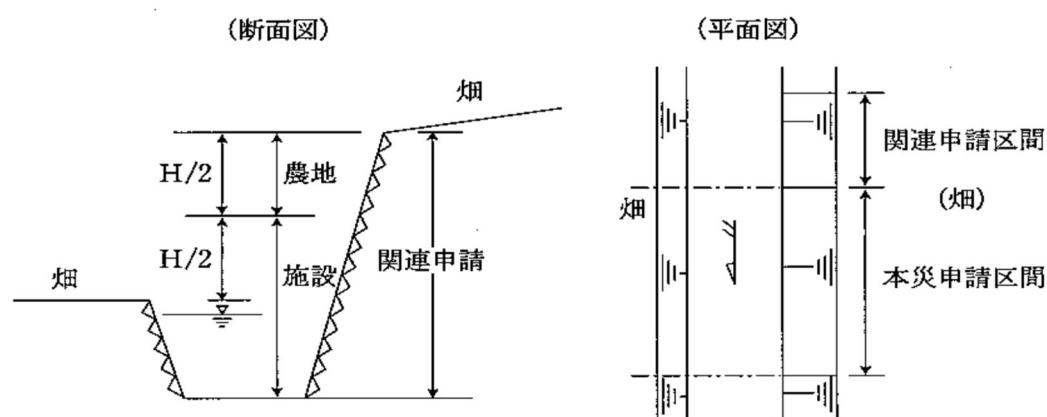
農業用施設災害関連事業採択基準

3 用水路

- (2) 河床の低下により被災した水路橋の未被災の橋脚及び橋台を補強する工事若しくはこれに類する工事

質 疑 応 答

4-11 排水路護岸と農地(畑)法面が兼用しており、1/2工法により申請する場合で、これに接続した脆弱な残存施設を関連事業で申請する場合、関連事業で申請する排水路護岸の天端高をどこに設定すればよいのですか。

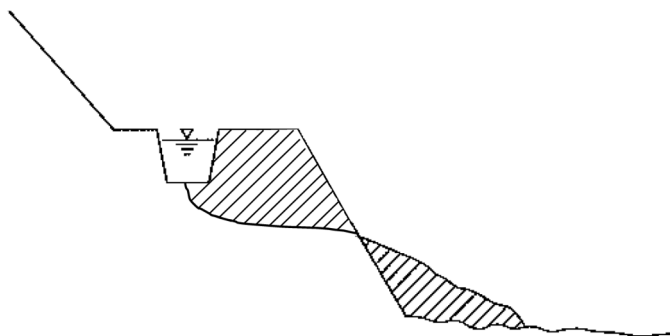


排水路で流入工がない場合は、流量等流水諸元の変化がないこととなりますので、1/2工法により排水路護岸高を決定している場合は、関連事業の排水路護岸高さも同じ $H/2$ となります。

設問では、関連事業の申請を考えていますが、農地部分の $H/2$ については、関連事業対象外となりますので、この部分の工事費については受益者負担となります。この部分の負担に関して、受益者の同意が得られない場合は、関連事業で $H/2$ の排水路護岸高を申請しても農地部分が施工できないことから、脆弱な部分の解消に繋がらないため、関連事業として採択されないこととなります。

質 疑 応 答

- 4－12 山腹水路の溝畔（盛土部分）が決壊し、水路の装工部分に被災がなく、通水にも支障をきたしていないが、危険な状態となっている場合に法止工により装工水路を保護する工事を災害復旧事業で申請することはできるのですか。



水路は、装工部と盛土部（管理用道路を含む）とが一体となって、効用を発揮している施設ですので、その機能や安定度が期せられないような状況変化が生じたときは、位置、工法、寸法を変更すると同時に安定度を保つために必要な土止工等を申請することはできます。

- 4－13 排水路が災害復旧事業と関連事業を合わせて採択されたのですが、その後にほ場整備事業が計画され、本水路も含めて、法線が変更になる場合、災害復旧事業と関連事業をほ場整備事業と合併施行することはできるのですか。

災害復旧事業と合併する他事業がある場合、再度災害防止に必要な補強は合併する他の事業で行うことになりますので、設問の場合、関連事業は、ほ場整備事業で行うことになります。

したがって、合併施行する場合は、関連事業を廃止し、災害復旧事業のみを優先支出で行うことになります。

質 疑 応 答

4－14 防除、飲雑用水施設にかかる有線通信施設を用水施設の一部として「水路」で申請することはできるのですか。

防除、飲雑用水施設ばかりでなくかんがい用のポンプ場や水路の機能を果たすために設けられた有線通信施設は、その農業用施設の機能を果たすために一体的なものとなっていますので、査定要領第13(7)（その他前各号に掲げるものに類する工事）に基づき「揚水機」又は「水路」として申請することはできます。

質 疑 応 答

4-15 了解事項第3の1の(1)一定計画において「被災箇所を含む」とは、相当の延長のある施設で機能、効果が同一である区間を単位とするとありますが、この相当の延長とは、どの程度の延長を指すのですか。

相当の延長とは、片側500m程度以上を目安延長として取扱っています。

(参考)

了解事項3-1

一定計画で施行する災害復旧事業の取扱について、要領第15の(2)のウの(イ)の(v)及び(2)のエの(オ)の規定により、排水路又は海岸について被災箇所を含む区間全体にわたり一定計画で施行する災害復旧事業（以下「一定災」という。）を採択する場合は、当該区間全体にわたって一連の機能を発揮することができるものであり、かつ、上下流又は隣接部に悪影響を及ぼさないものであることとするほか、次の各号によるものとする。

(1) 上記の場合「被災箇所を含む区間」とは、相当の延長のある施設で機能、効果が同一である区間を単位とするものとし、その取扱いは、次の例によるものとする。

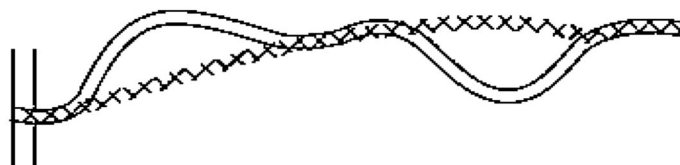
ア 排水路にあつては、原則として被災した排水路の計画流量等に合わせて統一的に考慮すべき区間（幹線、支線等）とする。

イ 海岸にあつては、相当の延長がある集団農地を含む背後地を完全に防護できる区間とする。

(2) 一定災で復旧できる場合の条件として、「決壊した区間の延長が未被災区間を含めた一定計画で復旧する必要のある区間の延長の8割程度以上の場合」の規制については、原則として8割以上とするが、特に経済効果等が大であつて一定計画による復旧の必要を認められるものについては、若干これを下廻っても差支えない。

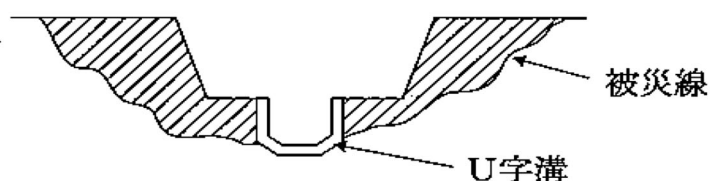
質 疑 応 答

4－16 水路の断面狭小により、水路の一部が破堤した場合、他の大部分の水路が未被災でも、未被災の区間を合わせて一定計画で断面拡幅することはできるのですか。



一定計画で施行できる場合は、決壊した区間延長が未被災区間を含めた一定計画で復旧する必要がある区間の延長の8割程度以上が必要となりますので、設問の場合は、一定計画とし断面拡幅することはできません。

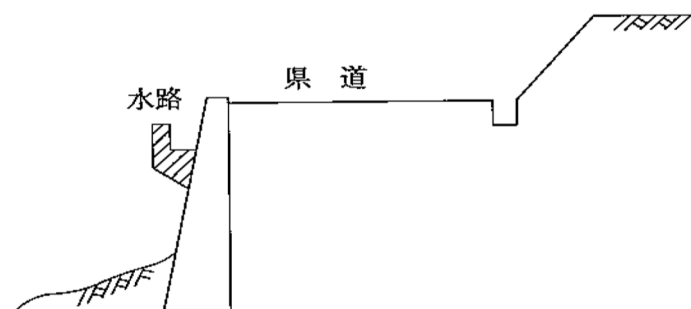
4－17 下図のように、法高の高い複断面水路の法面が流失し、U字溝が未被災の場合に災害復旧事業として申請することはできるのですか。



現地の被災状況を調査のうえ決定しますが、設問の場合は、水路断面が被災を受けていますので、申請することはできます。

質 疑 応 答

- 4-18 県道の護岸擁壁に農業用水路を設けていた擁壁（県道改修時に土木側が施工したもの）が災害で倒壊したため土木側は原形復旧として公共災で申請したのですが、用水路部分が査定で不採択となった場合、この用水路を農林災害として申請することはできるのですか。



土木側の付帯施設として査定で不採択になった場合、「二重採択防止に関する覚書」により協議調整を行い、農林災害として申請することはできます。

- 4-19 用水路（巻立トンネル）の断面拡大について

- (1) コンクリート巻立トンネルの用水路（ $H=1.2\text{m}$ 、 $W=0.8\text{m}$ 長方形馬蹄型）が被災し、通水不能となったのですが、復旧工事を考えた場合に、今の水路断面では狭くて工事が出来ない場合に工事施工できる断面まで拡大して申請することはできるのですか。

災害復旧事業は原形復旧を原則としていますが、暫定法第2条第7項にあるとおり、「災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすること」と記されていますので、必ずしも従前断面で申請する必要はありません。

質 疑 応 答

- (2) 安全衛生規則に基づき、労働基準局への工事申請を行ったところ、原形断面では許可がもらえず、断面拡大しなければ許可ができないと言われた場合に、断面拡大して申請することはできるのですか。

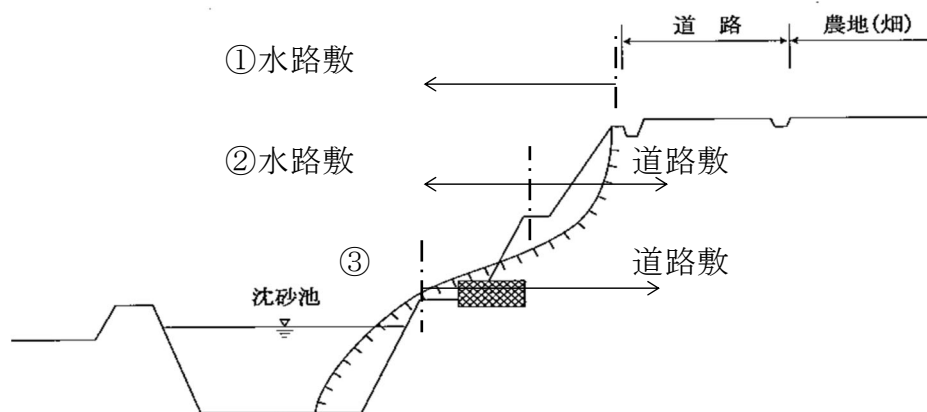
トンネルの断面決定は現況の通水量から決定されますが、施工時の安全性と経済性などが確保されるように施工上の最小断面も考慮しなければなりません。したがって、工事施工の安全性から労働基準局の許可が得られる断面まで拡大して申請することはできます。

- (3) 査定されたものが関係省庁との協議で断面の変更や工法の変更を余儀なくされた場合の対応はどのようにするべきですか。

災害査定は緊急を要するため、関係省庁等と協議が充分出来ないまま事業費が決定される場合がありますが、このような場合には、施行令第3条第2項「災害復旧事業計画概要書の変更」等で対応することになります。

質 疑 応 答

4-20 下図のような、水路（排水路）の沈砂池の法面であって、ほ場内の道路の法面も兼ねている法面が崩壊した場合、災害復旧事業の申請工種は水路（排水路）で申請することはできるのですか。

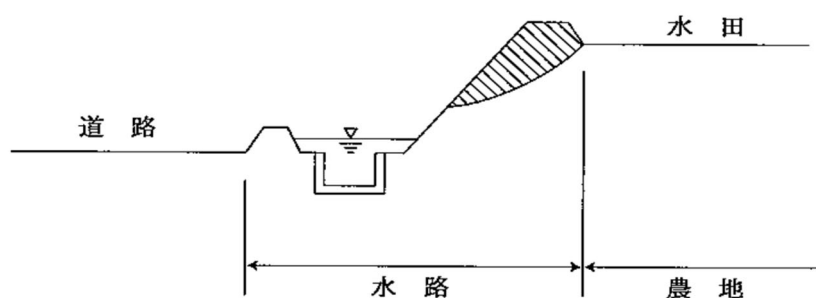


敷地境界がどこになるかによって、それぞれの工種で申請することになります。

- 例
- ①の場合：水路敷地ですので水路で申請
 - ②の場合：道路敷地と水路敷地なので効用の大きい方で申請
(直接工費の高い工種で申請)
 - ③の場合：道路敷地ですので道路で申請

質 疑 応 答

- 4-21 ほ場整備事業等で区画整理した地区で、下図のように法面部分を含めて、水路用地として換地処分を行い共同管理している場合があります。この場合の法面部分は、農地(水田)畦畔の機能も兼用していますが、申請工種は、水路、農地どちらの申請とすべきですか。



被災した農業用施設の管理区分（境界）が明確なものについては、それぞれの区分の工種により申請することになります。ただし、管理区分（境界）の確認をして申請することが必要です。

- 4-22 近年、水路工等で護岸等比較的高さのある施設や集落に近接してある施設については、危険防止等の観点から、フェンス等の安全施設の設置が強く要請されていますが、災害復旧事業で、従前にない場合でも、危険度の高い施設等に安全施設を設置することはできるのですか。

原形復旧を原則としていることから安全施設がない場合、災害復旧事業で安全施設を新設することはできませんが、水路等と一緒に被災した安全施設については、災害復旧事業の対象となります。しかし、安全施設のみが被災した場合は、維持工事とされていますので、災害復旧事業の対象なりません。なお、異常積雪によりネットフェンス等の農業用排水路等の安全施設が被災した場合は、「道路等の付属物に係る災害復旧事業の取扱いについて」（昭和59年9月14日）に基づき、災害復旧事業の対象とすることはできます。

質 疑 応 答

(参考)

「道路等の付属物に係る災害復旧事業の取扱いについて」(昭和59年9月14日)
抜粋

- (1) 国庫補助の対象となる災害は、異常積雪により発生した災害であること。
なお、異常積雪の範囲については、別途基準を設けるものとする。
- (2) 国庫補助の対象となる付属物は、地方公共団体又は土地改良区等が設置した道路、農業用排水路及びため池に係るガードレール、ガードケーブル、ガードパイプ及びネットフェンス(パイプ構造のフェンスを含む)(国の設置基準、構造諸元等の諸条件を満たしているものに限る)とする。

※ 異常積雪の範囲の基準

被災地域の最寄りの国・地方公共団体等の公的機関の雪量観測点における積雪深が、当該観測点の毎年の積雪深の最大値の累年平均値(過去10年間)を超え、かつ、1メートル以上の場合とする。

4-23 コンクリート二次製品の被災判断基準が明確に整理されていませんが、次のような場合、どのように整理し被災区間を設定したらよいのですか。

- ①ベンチフリューム等の通水断面に支障があるか。
- ②水路のクラックがあるか。

- ①の場合；被災した水路の縦断、横断を調査し、通水に支障があるか、用地界は超えていないかなどを現地調査を基に明らかにし、支障のある範囲を被災区間とします。
- ②の場合；製品ごとに、ひび割れによる鉄筋露出、継ぎ手部の破損状況等製品の破壊程度等を明らかにし、その箇所を被災区間とします。

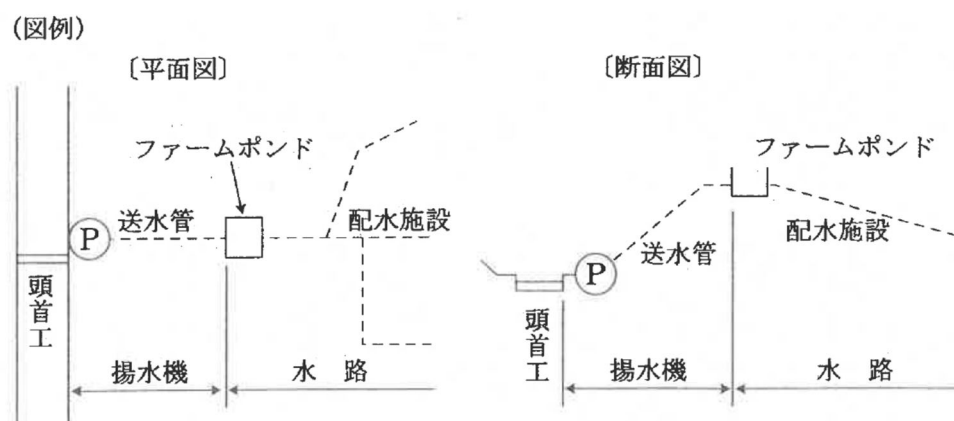
質 疑 応 答

4－24 用排兼用水路の堆積土砂の取扱いは、用水路と排水路のどちらの取扱いとするのですか。

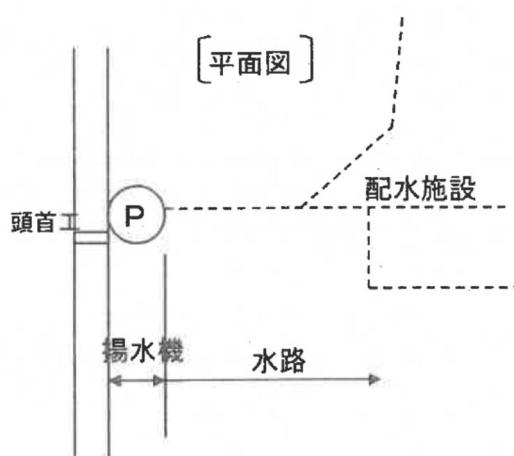
用排兼用水路断面は主として排水路断面として設計されていることから、用排兼用水路は排水路の場合と同様の取扱いとしています。

質 疑 応 答

5-1 畑地かんがい施設の申請について工種「揚水機」と「水路」の区分はどのようにするのですか。



- (1) 水源より高台にあるファームポンドに押し上げる場合は、ポンプ場からファームポンド入り口までは一連の施設ですので「揚水機」として申請します。



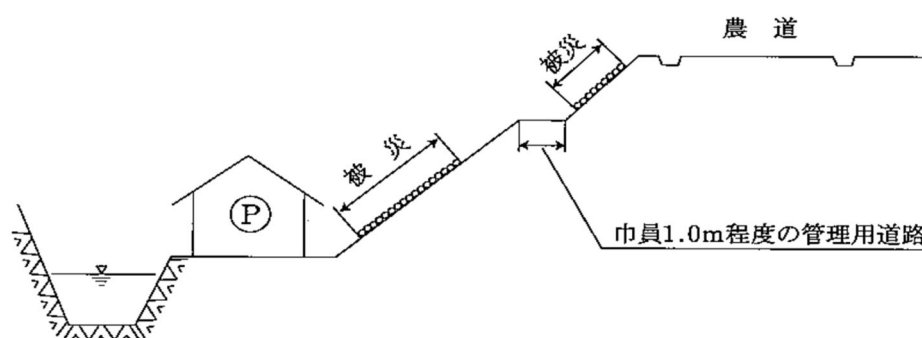
- (2) 加圧揚水機場から直接配水する場合は、揚水機場を揚水機とし、それ以降は配水施設ですので「水路（用水）」として申請します。
- (3) 上記の区別ができないものは、施設の機能及び現地調査をして判断します。

質 疑 応 答

5－2 揚水機場とかんがい区域が遠隔のため、効率的運転と配水の適正を期する目的で、かんがい区域との連絡用に設置された無線電話施設が冠水により被災し、また機場の建具類が流失した場合の申請はどのようにするのですか。

揚水機場の揚水機、操作盤、配電盤や管理のために設置している無線電話機等と同時に被災した建具類については、災害復旧事業として申請することができますが、建具類のみが被災した場合は、維持工事とみなされるので申請することはできません。

5－3 下図のような、揚水機場の管理用道路が被災した場合は災害復旧事業としての申請はできるのですか。できるとすれば、工種は何をするのですか。



揚水機場の管理用道路としての機能を持ち、通常の維持管理もされ、財産区分も明確で、明らかに揚水機場の附帯施設として位置づけられる管理用道路については、工種を「揚水機」として申請することができます（2－5参照）。なお、詳しくは「農業用施設の管理用道路災害の取扱いについて」（昭和57年12月17日）、「農業用施設の管理用道路災害の取扱いについて」の細部運用について」（平成15年4月1日）に示すとおりです。

5－4 排水機の申請工種は「水路」なのですか、「揚水機」なのですか。

暫定法における揚水機（ポンプ場）はその目的（用水や排水）ごとに区分していませんので、工種は「揚水機」となります。

質 疑 応 答

5－5 河川を用水源とする揚水機場で、毎回河川の増水によりポンプが被災を受けている場合、ポンプ保護のためのポンプ架台の嵩上げ又はポンプ小屋周りの止水壁等を災害復旧事業として申請できますか。

ポンプ場の架台については、当初計画したときと比較し、河川流量、河川水位等に変化があった場合に、これを説明できる資料が調べば申請できます。なお、当初と流量等に変化がない場合、嵩上げに係る分は他事業（農業用施設災害関連事業を含まない。）により対応することとなります。

5－6 排水機場が浸水し、機器等の殆どが稼働不可能となり災害復旧事業として申請する場合、機場内の清掃費（高圧洗浄、給水車、泥水運搬費）は申請することができますか。（通常の管理の範囲を大幅に超過していると考えられますが…）

排水機場が湛水により被災した場合、機場内の清掃費は、通常維持管理の範疇と考えられますので、申請することはできません。

なお、通常の維持管理を大幅に超過しているかどうかは、現地の状況により判断することとしています。

5－7 排水機場が浸水被害を受けて被災した場合に再度災害防止として防水処理を行うことはできますか。

「揚水（排水）施設及び集落排水施設における災害復旧事業の取扱いについて」（令和元年10月29日）により、止水壁の新設又はかさ上げ、防水扉の新設、開口部の閉塞等、電気機械設備のかさ上げを復旧の対象とすることができます。ただし、この場合には同通知における採択条件を満足する必要があります。

質 疑 応 答

5－8 排水機場において再度災害防止等の観点から、農業用施設災害関連事業を実施することは可能ですか。

「農業用施設災害関連事業の実施について」（昭和40年9月10日）の別紙農業用施設災害関連事業採択基準は、工種別の採択基準を示したものであり、これに記載の無い排水機場の災害関連事業の実施を妨げるものではありませんので、当該施設の再度災害を防止する観点から、関連事業の実施が必要と判断される場合は、災害復旧や関連事業の計画を策定する前に地方農政局等へ相談してください。

（単純に排水機能を向上するものは実施できません）

質 疑 応 答

6－1 適用除外について

- (1) 道路付属物の柵、こま止のみの災害は維持工事で実施し、道路の土止壁等と同時に被災した場合は付属物も災害復旧工事に含めて申請するとありますが、例えばフェンスのみに係る工事は申請することはできるのですか。

フェンスは道路付属物ですので、この付属物のみが被災しても災害復旧事業で申請することはできません。ただし、異常積雪により発生した災害にあつては、「道路等の付属物に係る災害復旧事業の取扱いについて」（昭和59年9月14日）により、災害復旧事業として申請することはできます（4－22参照）。

- (2) 路面のみに係る災害は適用除外となっていますが、コンクリート又はアスファルト舗装道路が被災した場合は、どのように取扱うのですか。

コンクリート又はアスファルト舗装道路の路面とは、表層（基層のあるものは基層まで）までをいいますが、通行に支障のない路面のクラック程度の被災は災害復旧事業として申請することはできません。コンクリート又はアスファルト舗装道路の場合には、路盤まで被災していなければ、災害復旧事業として申請することはできません。

- (3) 要綱第2－5－(1)で側溝のみに係る被災は適用除外となっていますが、側溝のみでも甚しい深掘れ等があった被災の場合は申請することはできるのですか。

側溝は道路付属物ですので深掘れが甚しくても、道路本体を構成している路盤路床等が被災していない場合は、災害復旧事業として申請することはできません。

質 疑 応 答

(4) 道路の路面及び側溝が共に被災したのですが、路面については緊急を要したため関係者が自力復旧して、側溝のみの復旧となった場合、災害復旧事業として申請することはできるのですか。

農道を自力復旧して、側溝のみとなっている場合には、災害復旧事業としての該当要件を満たさないことになりますので、申請することはできません。農道を緊急に復旧する必要がある、要綱第14-1-(4)に該当する場合は、応急本工事として実施することができます。この応急本工事に該当する場合で、側溝のみが残っている場合には、この側溝を含めて災害復旧事業で申請することはできます。

6-2 共同経営による畜産施設（牛舎、搾乳施設等）に至る道路が被災した場合、この道路を農業用施設として申請することはできるのですか。

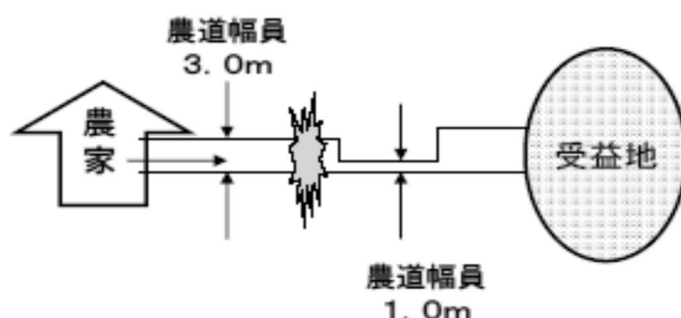
畜産施設のみに係る道路は、共同利用施設の一部に該当しますので、農業用施設として申請することはできません。

6-3 集中豪雨により農道が川側の民有林と共に崩壊し、その一部が約80m離れた河川まで押し出された。ボーリング調査の結果地すべりと判明した場合、農道の復旧はどうすればよいのですか。

復旧範囲は、極力道路の管理境界内で対応することが望ましいのですが、管理境界内のみでは安定した工法が採用できない場合は、民有林所有者の所有権移転に関する同意及び河川管理者（河川協議）の承諾を条件として法線や工法を決定することができます。

質 疑 応 答

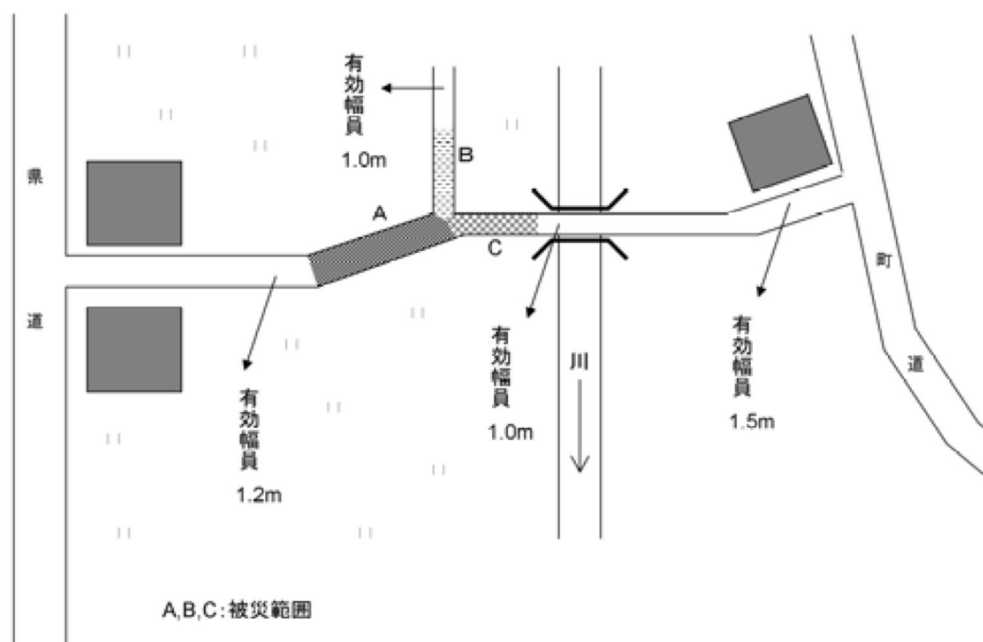
6－4 下図のように、農道の一路線の途中に有効幅員（全幅員）1.2m未満の箇所が部分的にある場合、道路として申請することはできるのですか。



農道としての申請条件は、幅員1.2m以上となっています。

部分的に狭小部があった場合は、その道路機能は狭小部の幅員に制限されることとなりますので、一路線の途中に有効幅員が1.2m未満の箇所がある農道については申請することはできません。

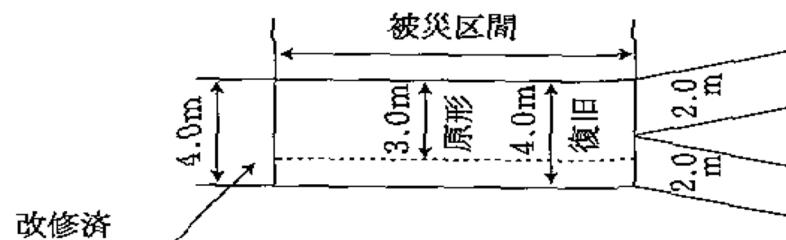
農道の場合は、下図のように周辺とのつながりがありますので、連絡する道路については十分調査しておく必要があります。



(採択例) A ; 受益者2名以上がA区間を利用していれば採択可
B、C ; 道路幅員が1.2m未満なので採択不可

質 疑 応 答

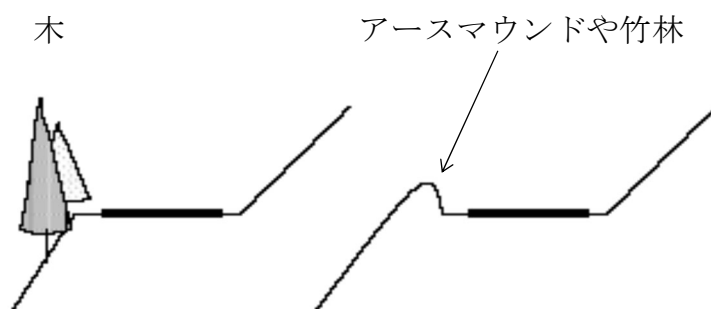
6－5 下図のような、道路の被災において被災部分の拡幅はできるのですか。



拡幅は改良工事となりますので、災害復旧事業ではできません。したがって被災区間の現況幅員が3.0mであれば3.0mでの復旧となります。なお、道路幅員の拡幅は、再度災害の防止とはなりませんので農業用施設災害関連事業でも申請することはできません。ただし、拡幅部分を単独事業とのアロケーションで施行することはできます。

6－6 急傾斜の山腹道路が被災した場合、従前にガードレール等の安全施設がなかった場合に、危険防止の観点から災害復旧事業でガードレール等の安全施設を新設することはできるのですか。

急傾斜の山腹道路で従前にガードレール等の安全施設がなかった場合でも、立木が防護柵の役割をしていた場合、アースマウンドや竹林が同じような効用を果たしていた場合にはガードレールを新設することはできます。



質 疑 応 答

6－7 道路の山側が崩壊した場合、落石防止工の新設は認められるのですか。

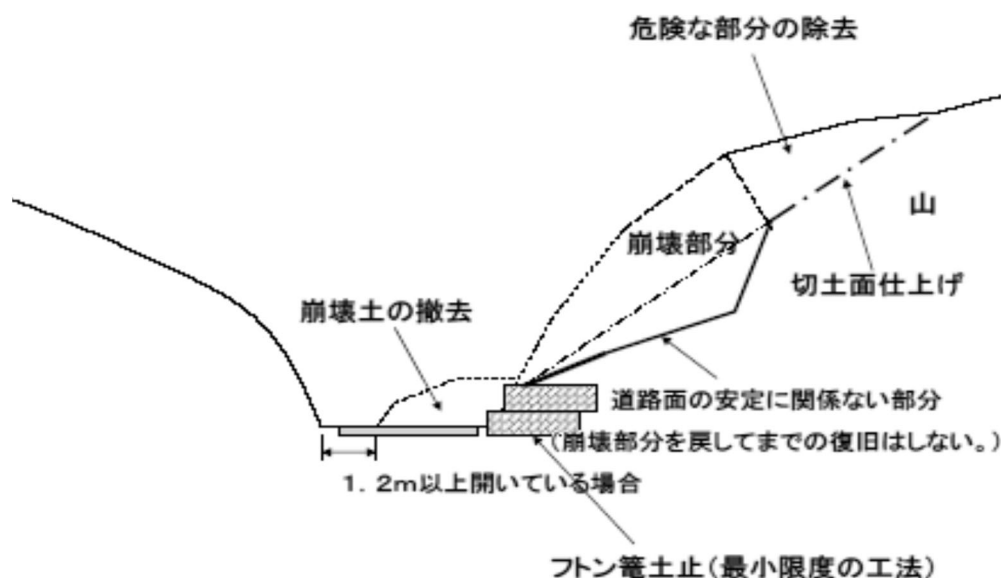
道路面を安定させるために必要最小限度の工法で新設することはできます。更に再度災害を受ける恐れのある場合は、農業用施設災害関連事業として、土止工、法面保護工等と比較検討の上、落石防止工を設けることはできます。

6－8 道路の山側の法面が崩壊した場合に、土止工の１段の高さを５ｍが限度と考えた場合、それより上の部分の復旧工事は農業用施設災害関連事業となるのですか。

災害復旧事業で施行する土止工の高さの制限はありません。復旧工法に必要な高さは、背面の土圧などを考慮し、道路面を安定させるための必要最小限度の高さとしています。したがって、それより上の部分の復旧工事については、再度災害防止のために必要な工事となりますので、農業用施設災害関連事業で施行することになります。

質 疑 応 答

6－9 下図のように、道路の山側の法面が崩落した場合に、崩壊箇所を元に戻した復旧はできるのですか。



被災を受けた背後地が農地以外の場合には、道路面を安定させるための必要最小限度の復旧になりますので、土止が必要な場合は必要最小限の工法となり、崩壊箇所を元に戻した復旧（崩壊部分に盛土して法面整形したような断面を含む：2点鎖線）はできません。

ただし、崩壊法面上部にせり出した危険な部分が残っている場合には、危険な部分を掘削して安全な勾配にすることはできます。この場合、崩壊部分が民有地にかかっている場合は、所有者の承諾を取っておく必要があります。なお、用地買収することになっても用地買収費用は補助の対象にはなりません。

また、この例のように交通の可能な部分が1.2m以上ある場合は、単に崩壊土の撤去のみを災害復旧事業として行うことはできませんので、崩壊土の撤去と併せて土止工等を施す必要がある場合に限り災害復旧事業の対象となります。

質 疑 応 答

6－10 縦断勾配の急な道路の路面が被災（深さ30cm以上の洗掘）した場合、原形復旧を行っても洗掘される恐れがあるため、原形復旧不適當の条項を適用し、コンクリート舗装等による排水路と効用を兼ねる農道として復旧することはできるのですか。

また、路面舗装を農業用施設災害関連事業として申請することはできるのですか。

路面の被災が甚だしくて、洗掘部の埋戻しのみでは農道の従前の安定度の回復が図られない場合は、それに代わる施設として帯工等を設け、敷砂利を撒布することはできます。

また、急勾配道路の場合で前記による復旧より経済的、かつ効果的な場合は、排水路と効用を兼ねる農道として道路舗装を計画することもできます。

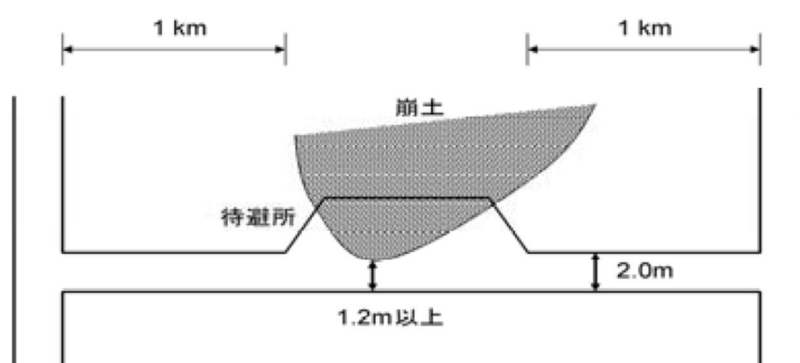
この場合の復旧工事は被災区間のみに限られますが、必要最小限の排水処理工は考慮しておかなければならないことになります。

なお、路面舗装は改良工事となりますので農業用施設災害関連事業として申請することはできません。

質 疑 応 答

6-11 農道の山側の崩壊により待避所が崩土により埋まった場合で、次の条件の場合に、排土のみの災害復旧事業は申請することはできるのですか。

- (1) 待避所前後の農道幅員は2.0m(一車線)。
- (2) 待避所前後の農道延長は、それぞれ約1km。
- (3) 崩土で埋まった部分を除いた道路幅員は1.2m以上確保できる。



当該農道は、一車線であるため路線の中央部に待避所を設け、交通の円滑化を図っているものであり、待避所の効用から考え交通に著しい妨げが生じると判断せざるを得ません。したがって、要綱第2-5-(2)の「小規模な施設」には該当せず、当該農道の主要な施設(待避所)としての機能を回復するため要領第13(7)により取扱い、排土のみでも申請することはできます。

6-12 道路幅員1.2m以上の道路に通じている索道は、道路として申請することはできるのですか。その場合は索道の起・終点施設、モノラックの機関車、インクライン、コースター等ワイヤーレール以外のものも含むことはできるのですか。

受益戸数2戸以上かつ幅員1.2m以上の道路に接続し、索道の延長がおおむね50m以上の場合の施設が被災した場合は、索道の附属施設、運搬車両も含めて申請することはできます。ただし、了解事項第3-16にあるとおり、附属施設のみ、運搬車両のみ等が被災した場合は災害復旧事業として申請することはできません。

質 疑 応 答

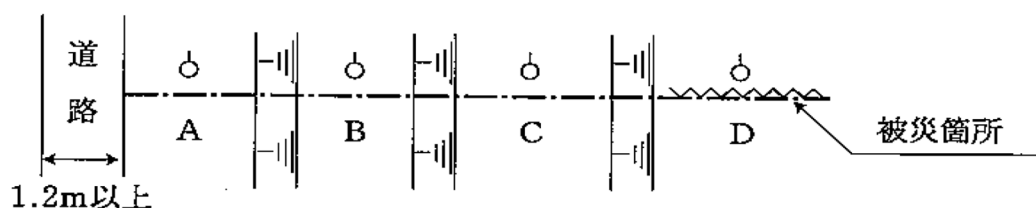
(参考)

了解事項第3-16

索道、軌道等運搬施設の災害復旧事業は、有効幅員1.20メートル以上の道路に接続し、かつ、1施設当たりの延長がおおむね50メートル以上に係るものを対象とし、農業用道路として処理するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は適用除外とする。

- (1) 索道、軌道等運搬施設における原動機小屋、制動機小屋、格納庫等附属施設のみに係る工事
- (2) 軌道等運搬施設における運搬車両（索引車、荷台等）のみに係る工事
- (3) 軌道、索道等運搬施設の綱索軌道又は支柱の甚だしい腐朽により生じた災害に係る工事

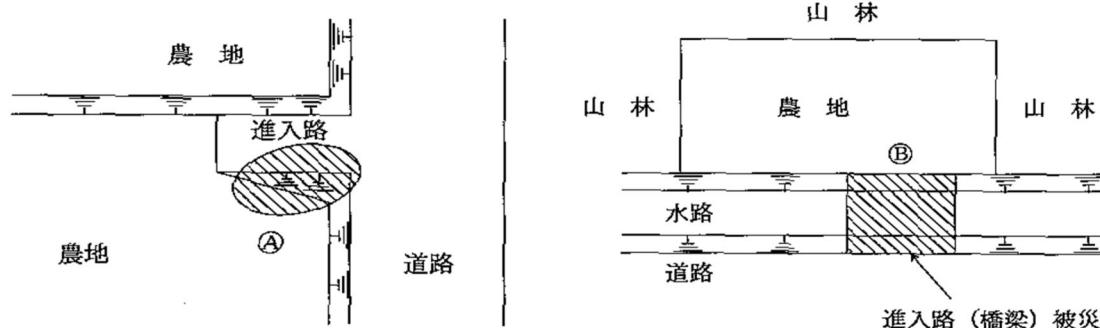
6-13 索道、軌道等運搬施設で、2戸以上(A、B、C、D)の者が使用している施設の末端部分が被災した場合、災害復旧事業として申請することはできるのですか。



索道、軌道等運搬施設の取扱いについては、了解事項第3-16に規定されていますが、この場合の一施設とは、索道等運搬施設の利用形態、例えば一戸のみ利用する部分は除外するというのではなく、索道として一連の効用を発揮している全体を指すものですので、設問の場合、施設の延長がおおむね50m以上ある施設が被災を受ければ災害復旧事業として申請することはできます（設問6-12参照）。

質 疑 応 答

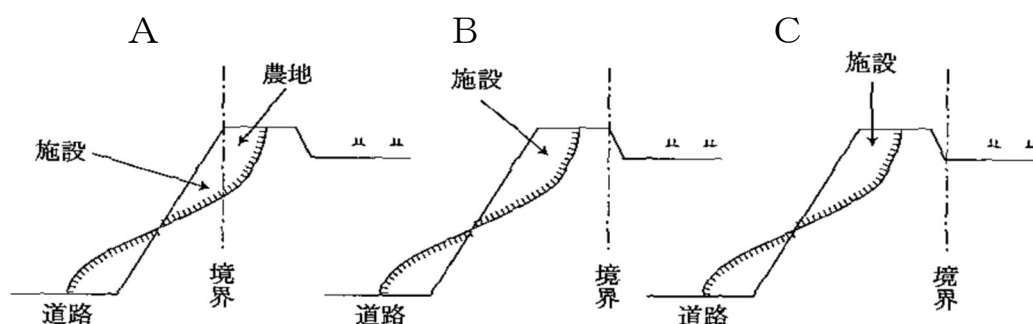
6-14 ほ場の進入路が被災した場合、農道として申請することはできますか。



Aの場合、進入路が個人所有の施設ですので農道として申請することはできません。農地の被災と併せて農地災害として申請することになります。

Bの場合もAと同様ですが、水路の被災と同一被災であれば水路の復旧に併せて水路付帯工として復旧することになります。

6-15 下図のように、道路と背後地の農地の境界が明確な場合は、その境界をもって農業用施設と農地に区分し、その工種で申請することになるのですか。

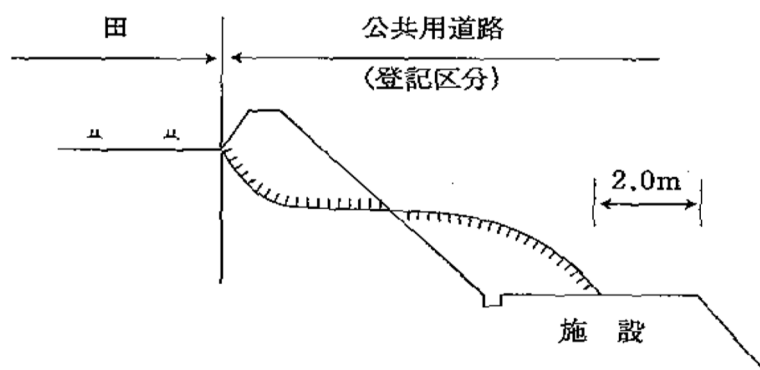


境界が明らかな場合には、その境界をもって区分するものとし、農業用施設災害（道路）あるいは農地災害（農地）として申請します。

図の場合、BとCの場合は、道路の法面として単独で申請することができますが、Aの場合は、農地と道路の法面が兼用していますので合併施行として、それぞれの区分毎に申請することになります。

質 疑 応 答

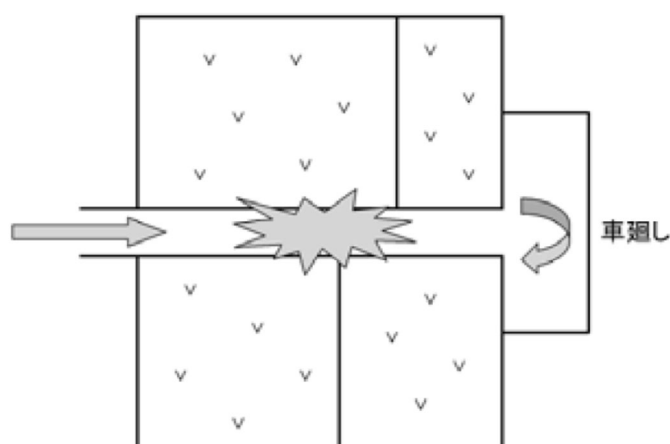
6-16 下図のように、市町村道路等と農地との境界が明確な場合は、農地畦畔を復旧することはできるのですか。



市町村道路等は、公共土木災害復旧事業として復旧することになります。公共土木災害復旧事業として採択されない場合でも、登記が公共道路の用地となっていますので、農地災害及び農業用施設災害として復旧することはできません。この場合は、自力復旧で対応することになります。

6-17 行き止まりの農道の端部が被災し、その先に車廻しがあり複数の者が利用している場合、関係耕作者2戸以上として道路で申請することはできるのですか。

農道の機能上、車廻しを含め複数の耕作者が利用し維持管理している農道は、道路が行き止まりであっても、災害復旧事業の対象となります。ただし、農道台帳等で維持管理の状況や複数の利用等を証明する必要があります。



質 疑 応 答

7－1 査定要領第15(2)オ(Ⅰ)(iv)の河川勾配が急な場合とありますが「急」な場合とはどの程度の勾配を指すのですか。

一般に急勾配河川とは、流量の増減が急激で多量の土砂、石礫が流下して河床変動の激しい河川と解します。したがって、河川流量、河床の構成物質等により一概には定量的に規定できないため、現場の状況により判断します。なお、河川側では、1/500以上の勾配を急流河川と位置づけています。

7－2 橋梁の橋台及び取付部が流失した場合、橋長を変更して申請することはできるのですか。

元の位置に周りの地形も含めて復旧した場合と橋長を変更した場合と経済比較を行って、橋長を変更した方が有利となる場合は、橋長を変更して申請することはできます。また、原形復旧が不可能な場合は、査定要領第14(1)ア(Ⅰ)により橋長を変更して申請することができます。

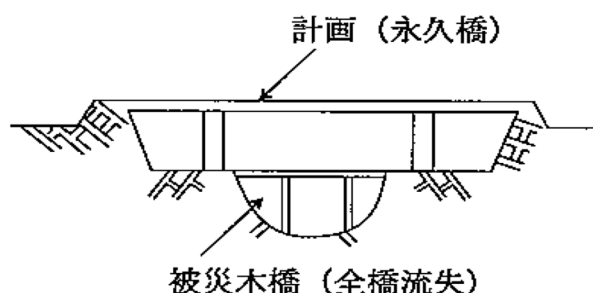
**7－3 比較的至近距離にある木橋2橋が流失したので、この2橋を1橋に統合して、災害復旧事業として申請することはできるのですか。
できるとすれば2橋分の原形復旧費の範囲内で統合橋梁の幅員の拡幅をすることはできるのですか。**

災害復旧事業で橋梁を統合することはできません。橋梁の統合は経済的となることはありますが、機能又は効用上から従来に較べて不便になることも考えられ、すべての利用者の利便性が向上するとは限らないからです。

質 疑 応 答

7-4 潜水橋について

- (1) 未改修の河川に抜水橋として架設されていた橋梁が、その後の河川改修により、潜水橋のような形になり災害によって全橋流失した場合、被害を与えた洪水を対象として必要最小限度にけた下高を上げ、かつ橋長を改修後の堤防に合わせて全長復旧することはできるのですか。



潜水橋と考えられるので、原形復旧を原則とします。したがって、他事業（農業用施設災害関連事業を含まない。）と合併施行する場合を除き、桁下高を上げて復旧することはできません。

（参考）査定要領第15（2）オ

（ウ）橋梁（潜水橋を除く。以下同じ。）の下部構造の木造部分が被災し、洪水量の増大、河床の変動、流木、流水、転石等のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該被災部分を必要最小限度に永久構造として復旧する工事

（エ）～（オ）省略

（カ）橋梁が全延長にわたって被災し、洪水量の増大、河床の変動等のためその被災施設を原形のけた下高で復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水を対象として必要最小限度において全延長にわたってけた下高を上げて施行する工事、又はこれに伴い形状、寸法、材質等を変更して施行する工事。この場合において、けた下高は原則として当該橋梁に係る河岸の堤防又は護岸の高さに所要の余裕を考慮した高さとする。ただし、けた下高を上げるために必要となる取付部分の工事費は、原則として橋梁復旧費の50パーセントをこえてはならない。

質 疑 応 答

- (2) 永久構造の潜水橋が被災した場合、原形復旧では河川管理者の許可が難しい状況にありますが、けた下高を上げた永久橋で申請することはできるのですか。

「河川管理施設等構造令に関する覚書」（昭和51年7月15日）及び「河川管理施設等構造令」（昭和51年7月15日）にあるとおり、災害復旧事業の場合は河川管理施設等構造令の適用外となりますので、河川管理者が許可しないということにはなりません。けた下高を上げての復旧は、原形復旧を逸脱することになりますので、申請することはできません。

- 7-5 永久橋が3分の2以上被災した場合、けた下高を上げる問題が生ずることがありますが、永久橋の場合、けた下高を上げて施行することができる適用条項がないのですが、災害復旧事業としてけた下高を上げて施行することはできるのですか。

けた下高の不足によって生ずる被害の場合は、全長にわたって被災するケースが多く、また、部分被災の場合に被災部分だけのけた下高を上げて一連の効用が発揮されないこととなりますので、けた下高を上げて復旧する場合の条件は、査定要領第15(2)オ(カ)にあるように、全延長が被災した場合に限っています。したがって、部分被災の場合には、災害復旧事業としてけた下高を上げて施行することはできません（7-4参照）。

なお、農業用施設災害関連事業により、河川管理施設等構造令に対応することを限度として被災部分又は未被災部分を含めてけた下高を上げることは可能です。

（参考）

農業用施設災害関連事業採択基準6（2）イ

橋梁が被災し、再度災害のおそれがある場合において、構造令に対応することを限度として被災部分又は、未被災部分を含めて構造工法、位置等を変更して施行する場合の復旧費を超える部分

質 疑 応 答

7－6 農業用施設災害関連事業の採択基準6－(2)－エにおける「当該橋梁に接続する前後道路の幅員が拡幅されることが明確である場合」とは具体的にどのような場合を指すのですか。

- (1) 前後道路の改修工事を実施している場合
 - (2) 前後道路の改修に要する予算が確定している場合
 - (3) 前後道路の改修計画が当該年度計画に入っている場合
 - (4) その他前後道路の改修計画が明確な場合（実施確約書等による場合）
- を指します。

（参考）

農業用施設災害関連事業採択基準6（2）エ

橋梁の全部又は一部（被災延長が当該橋梁の延長の2分の1未満の場合を除く。）が被災し、当該橋梁に接続する前後道路の幅員が拡幅されることが明確である場合において、当該橋梁の幅員を未被災部分を含めて前後道路の拡幅予定幅員にあわせて拡幅して施行する工事

7－7 橋台が転倒し、床版が落下している場合に、床版が使用可能である場合は、どのように取扱うのですか。

再使用することが施工上可能であり、かつ経済的であれば、旧床版を再使用して復旧します。

質 疑 応 答

7－8 木橋は、近年新設されることは少なく（技術者も少い）、また、交通事情からしても時代にそぐわないと思われますが、現況が木橋であって、被災した状況が災害査定要領に該当しない場合でも、永久橋に復旧することはできないのですか。

永久橋に復旧することができる被災状況については、査定要領第15(2)オ(ウ)、第15(2)オ(エ)、第15(2)オ(オ)に該当する場合となっていますので、これ以外の場合には、永久橋に復旧することはできないことになります。

なお、被災状況をよく調査するとともに、経済比較によって検討することも重要です。

（参考）

査定要領第15（2）オ

（ウ） 橋梁（潜水橋を除く。以下同じ。）の下部構造の木造部分が被災し、洪水量の増大、河床の変動、流木、流氷、転石等のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該被災部分を必要最小限度に永久構造として復旧する工事

（エ） 橋梁の全部又は一部が木造である橋梁の当該木造部分の延長の2分の1以上が被災し、かつ、つぎの(i)から(v)までのいずれかに該当する場合、又は河川の流心部若しくは水衝部のみに係る木造部分の延長の2分の1以上が被災した場合において、当該被災部分を永久構造として復旧する工事、又はこれに伴いけた下高を上げて施行する工事（残存部分との取付工事を含む。）

(i) 当該施設橋梁の関係面積が20ヘクタール以上で、かつ、有効幅員が2.5メートル以上、橋長が5メートル以上のもの

(ii) 当該被災橋梁が国道又は主要地方道に通じているもの

(iii) 当該被災橋梁が学校、病院、停車場、役場、農畜産物集荷場等の公共的施設に通じているもの

(iv) 当該被災橋梁に係る河川の洪水流量が増大した場合、河床の変動した場合、河川の勾配が急な場合又は流水、流氷、転石等が多い場合

(v) 当該被災橋梁に係る海岸の越波量が増大した場合

（オ） 橋梁の全部若しくは一部が木造である橋梁の当該木造部分の延長の3分の2以上が被災し、かつ、前記(i)から(v)までに掲げるいずれかに該当する場合、又は当該被災部分が河川の流心部若しくは水衝部のみに係る木造部分の延長の3分の2以上が被災した場合であって、残存部分との取付

質 疑 応 答

けが不適當な場合において当該被災橋梁の木造部分を永久構造として復旧する工事、又はこれに伴いけた下高を上げて施行する工事

質 疑 応 答

8-1 地すべり防止事業の実施中に発生した地すべり災害の申請にあたっては、実施中の事業と区分けすべきと思われますが、どのように区分けすればよいのですか。

地すべり防止区域に指定されている地区で、地すべり防止事業の実施中に、農地農業用施設や農地保全施設が地すべりによって被災した場合は、了解事項第3-5（他事業計画区域内の災害）によりますが、在来施設がない場合は、地すべり防止事業の計画との区分けを行い、接続等を検討の上、必要最小限度の工法で申請することになります。なお、事業実施に当たって、必要に応じて合併施行も考慮し施行することになります。

（参考）

了解事項第3-5

要領第3に規定する他の事業の計画区域内に新たに発生した災害に係る災害復旧事業の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 他の事業の計画に包含される在来施設が被災した場合の取扱い

ア 他の事業の予算が確定している場合には、当該年度の工事が着工するまでに必要な最小限度の工法によるものとする。ただし、他の事業の工事施行中の手もどりとなるものについては、すべて災害復旧事業の対象としない。

イ 他の事業の計画区域であっても在来施設を利用することとして他の事業計画が樹立されている場合においては、当該在来施設の復旧工事は災害復旧事業として採択する。

ウ 在来施設が被災し、その復旧に当たって他の事業の計画の一部に併せて復旧し、将来その復旧施設を利用して他の事業を施行することができる場合には、当該在来施設の復旧工事は、災害復旧事業として採択することができる。

エ 当該被災施設を原形に復旧した場合に、将来他の事業の計画によってこれを撤去しなければならなくなる場合又は利用することができなくなる場合は、施行予定年度を勘案して、当該事業に係る工事が実施されるまでに必要な最小限度の工法で採択する。

オ 他の事業の計画区域内の在来施設を含む施設の被災が激甚で、地形、地盤等の変動が甚だしく、他の事業の計画を根本的に変更して施行する必要を生じた場合において、他の事業を中止し、又は廃止して災害復旧事業として実施することができる。

質 疑 応 答

(2) 他の事業により一部がしゅん工し、農業用施設としての機能を発揮している施設が被災した場合の取扱い

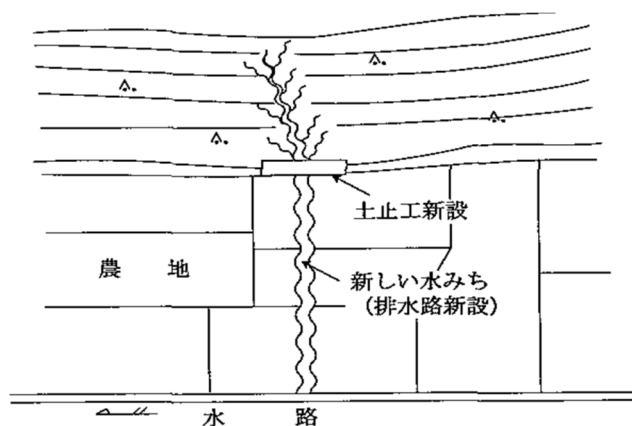
ア 災害復旧事業として採択できるのは、しゅん工部分についてしゅん工検査を完了しているものに限る。

イ 1期工事及び2期工事又は1号工事及び2号工事等の工事期別等が区分されているものについては、各期別の予定工事量が完了している場合は当該完了工事を限度として採択する。

ウ 完成した断面が暫定断面であっても基幹的な部分が完成し、通常の状態のもとにおいて農業用施設として予定された機能を発揮している場合（計画高水位まで完成した水路護岸等）は、当該完成断面を限度として採択することができる。

質 疑 応 答

8－2 農地背面の山林が豪雨により崩壊し、下流農地に被害を及ぼしたほか、新しい水みちができた場合に、農地保全施設として土止工及び排水路を新設することはできるのですか。



豪雨により山腹が崩壊し、その土砂流が下流農地に被害を及ぼし、山腹崩壊により流域の変化が著しく、新しい水みちができ、そのまま放置すれば復旧農地の安定が期せられない場合は、査定要領第14(1)イにより当該復旧農地の安定を図るため、必要最小限度の承水路、排水工等の農地保全施設を新設することはできます。

(参考)

査定要領第14(1)イ

地すべり、洪水、地震等により、農地及び農業用施設が被災し、流失、崩壊、埋没等著しく地形、地盤が変化したため、当該施設を原形に復旧することが不可能な場合における必要最小限度の土止工又は承水路若しくは排水工等の農地保全施設の新設

8－3 地すべり対策事業の完了した地区の災害で、農地に被害がないのですが、農地保全施設のみが被災した場合はどのような取扱いになるのですか。

地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で、農村振興局が所管する区域の概成ブロックにある農地保全施設であれば、負担法で申請することになります。

質 疑 応 答

8－4 農地開発によって高盛土に造成された農地畦畔は、農地保全施設として申請することはできるのですか。

農地畦畔の受益戸数が1戸の場合は農地扱いとなります。したがって、仮に換地時に共有財産として登記されていても、受益戸数が1戸であれば農地の復旧となりますので、農地保全施設として申請することはできません。

8－5 農地保全施設の採択条項の査定要領第14(1)イについて、その取扱いの詳細について示してください。**(1) 受益戸数（関係戸数）の取り方**

直接被災区域内の農地、農業用施設に係る農地の耕作者並びに、安息角等により計算される範囲内の農地及び農業用施設に係る農地の耕作者が受益戸数（関係戸数）となります。農地保全施設は農業用施設となりますので、受益戸数は2戸以上となります。

ただし、個人所有の農地の畦畔、又は農業用施設であっても実質的に農地保全施設又は農道等公共的施設の効用を果たしているものについては、公共的団体の財産として移転登記することを条件として、農業用施設として処理することができます。

（参考）

査定要領第14（1）イ 8－2 参照

了解事項第1－6 参照

(2) 農地の復旧限度額との関係

農地保全施設は農業用施設ですので、農地の復旧限度額は適用になりません。

質 疑 応 答

8－6 耕作者の境にある畦畔が崩壊し、受益者が上下2戸ある場合は、畦畔復旧を農地保全施設として新設して申請することはできるのですか。（了解事項1－6に該当しない場合）

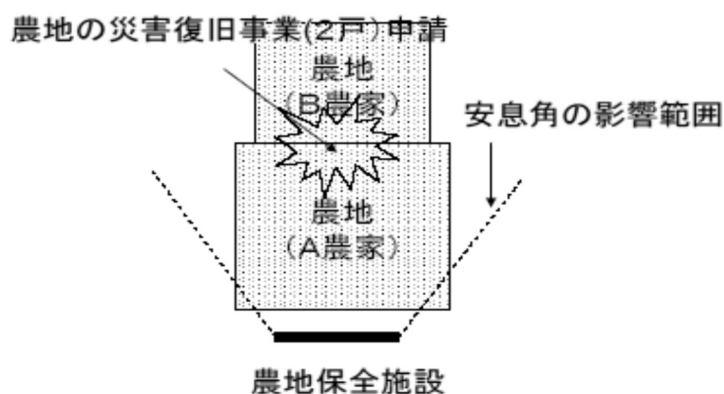
農地保全施設の新設の場合は、査定要領第14(1)イ（8－2参照）に該当する必要があります。この場合の農地保全施設の新設の条件は

- (1) 被災農地が2戸（受益戸数）以上あって、農地の災害復旧事業が申請されていること。（農地保全施設が受益戸数2戸の農地の影響範囲にあること）
- (2) 農地等が被災し、被災程度が激甚であること。
- (3) 工法が畦畔程度では安定が期せられないこと。

等であり、設問の例では畦畔復旧ということから、農地保全施設として申請することはできません。農地を対象として、農地保全施設の新設事例を示すと次のような場合です。

農地保全施設を新設して申請できる場合は、例－1の場合で、農地の復旧が2戸申請されて、しかも農地保全施設の影響範囲が2戸以上となっている場合

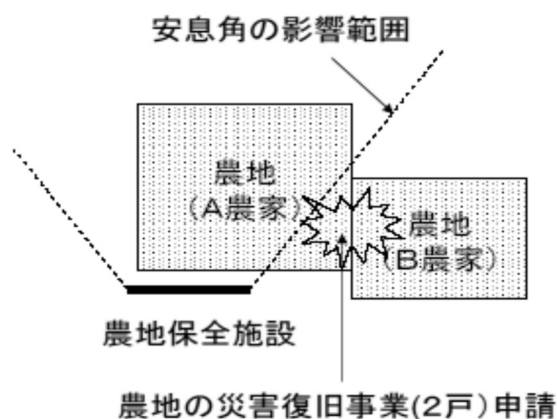
例－1



質 疑 応 答

農地保全施設を新設して申請できない場合は例－２の場合で、農地の復旧が２戸申請されても、農地保全施設の影響範囲が１戸の場合。

例－２



8－７ 農地保全施設の災害復旧事業の取扱いについて、耕地の平均勾配により農地保全施設とするか畦畔とするかの区分はできないのですか。

査定要領第14(1)イ（８－２参照）及び第15(2)キにあるように、農地保全施設は地域内の農地、農業用施設に必要とする施設であることから耕地の勾配で区分するべきではありません。

畦畔程度では安定が期せられないと判断されれば、土止工等の施設を検討し、地域内の安定を必要とする施設が必要な場合は農地保全施設とします。

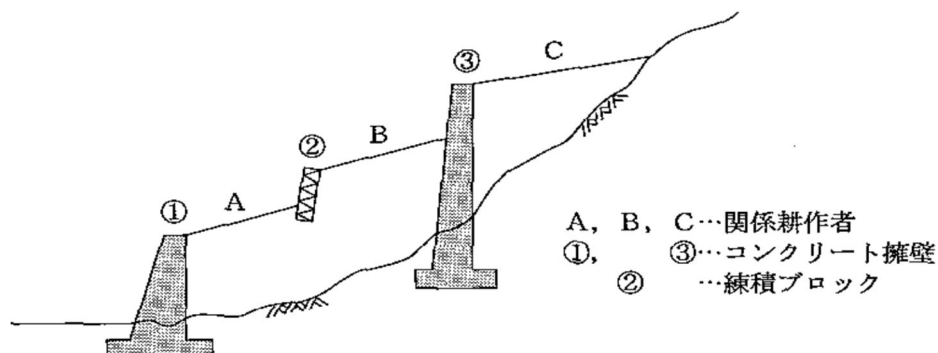
（参考）

査定要領第15（２）キ 農地保全施設に係るもの

地すべり、洪水、地震等により、農地保全施設が被災し、流失、崩壊、埋没等著しく地形、地盤が変化したため、当該施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、従前の効用回復を限度として位置、形状、寸法若しくは材質を変更する工事

質 疑 応 答

8－8 下図のような場合、農地保全施設、農地畦畔の区分はどのようになるか。（了解事項1－6に該当しない場合）



地すべりの安定解析上からみて必要な施設が農地保全施設となります。本例の場合、地すべりの安定解析の結果により、①、③のコンクリート擁壁が地すべりを抑止する機能を果たすべきものであれば、農地保全施設となります。②の練積ブロックが単にBの農地の土留めとしての機能を有するものならば農地畦畔となります。なお、農地保全施設の新設については、8－6の新設の条件が必要になります。したがって、①、③のコンクリート擁壁に係る受益戸数は2戸以上必要となります。

8－9 地すべり地区の警報装置は災害復旧事業の対象となるのですか。

地すべり防止施設（農地保全施設）と一体的に維持管理されているものであれば災害復旧事業の対象となります。

質 疑 応 答

9－1 負担法第3条に規定する「地方公共団体又はその機関の維持管理に属する・・・施設」とは海岸法第3条の規定に基づき、都道府県知事が海岸保全区域としての指定手続き中のものも含むのですか。

災害発生前に都道府県知事が、農村振興局所管の海岸保全区域として指定することについて協議中であって、指定することが確実視される場合は含むものとします。

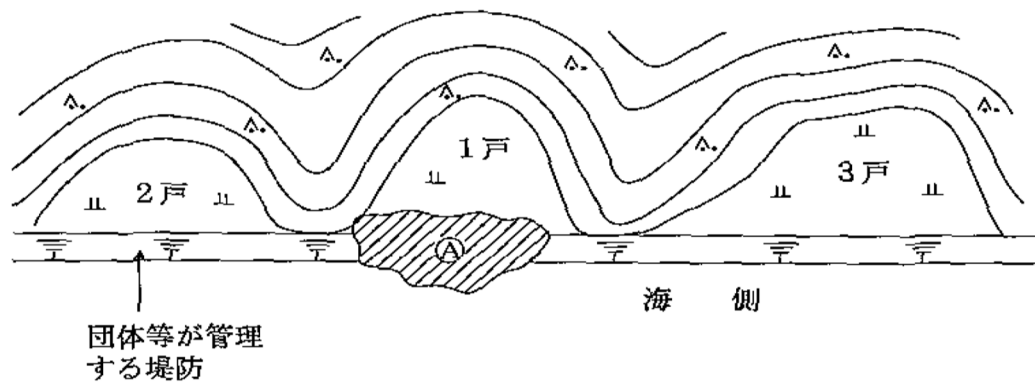
9－2 農村振興局所管の海岸保全区域として指定管理される海岸保全施設の背後地が、開発その他の行為により情勢が一変して農地でなくなっている場合でも、負担法災害として申請することはできるのですか。

現に農村振興局所管の海岸保全区域として指定されている区域に所在する海岸保全施設が、異常な天然現象により被災し、背後地の状況変化を勘案の上、復旧の必要がある場合は申請することはできます。

なお、背後地の農地がなくなり農村振興局所管の海岸保全区域として管理することが適当でなくなった場合は、他省庁への所管換えについて検討する必要があります。

質 疑 応 答

9-3 暫定法の対象となる海岸のうち団体等が管理する背後農地の受益者が1戸の被災堤防Aの復旧は農業用施設として申請することはできるのですか。



背後農地が1戸であっても、維持管理及び災害復旧事業等に係る費用負担が共同で行われることが明らかな場合には、申請することはできます。

質疑応答

9-4 コンクリートブロックの設計について、海岸災害復旧事業（負担法）の査定設計書では、標準ブロック（三角ブロック）で設計することになっていますが、既存施設が被災した場合に、復旧計画で使用するコンクリートブロックは既存コンクリートブロックと同型で設計してもよいのですか。

「コンクリートブロックの設計について」（昭和49年5月1日）により、原則として標準ブロックによることとしていますが、既存施設のブロックが明らかに特定できる場合は、申請時から既存ブロックに合わせて設計することはできます。

（参考）

「コンクリートブロックの設計について」（昭和49年5月1日）

災害復旧事業において、工事の着手前又は施行中にさらに法の適用をうける災害が生じた場合における査定設計に使用するコンクリートブロックは、原則として標準ブロック（根固用は三角ブロック、護床用は十字ブロック）によることとしていたが、災害による状況変化が軽微で新たな工法をとるにいたらないと認められるときは下記のとおり取扱うものとする。

- 1 農地・農業用施設災害復旧事業については、全体計画（変更を含む）において、承認のあった特殊ブロックで設計するものとする。
- 2 海岸災害復旧事業（負担法）については、標準ブロックで設計するものとする。

質 疑 応 答

9-5 国立公園等の特別地域内の堤防は、海面から見える部分は黒色着色を行ない、コンクリート表面は化粧型枠で施行するよう国立公園を管理する各地方環境事務所管理事務所より指示があった場合の対応方法はどのようにしたらよいのですか。

災害復旧事業は、原形復旧が原則ですので、自然公園法等の規制の対象外となっています。しかし、了解事項第3-19（自然環境の保全に配慮した工法の取扱い）に基づいて、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合には、自然環境に配慮することはできます。

（参考）

了解事項3-19 自然環境の保全に配慮した工法の取扱い

要領第16にいう自然環境の保全に配慮した工法については、次の各号に掲げる場合のほか、別に定める基準により自然環境の保全に配慮した工法を採用することができる。

- (1) 被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合
- (2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合

「自然環境の保全に配慮した工法の基準について」（平成12年4月1日）（抜粋）

了解事項3-19の(1)、(2)のほか、以下の(3)、(4)の場合についても、自然環境の保全が可能となる工法を採用することができることとする。

- (3) 被災施設の上下流又は隣接する施設で環境に配慮した施工が行われており、これらの施設との連続性を保つ必要がある場合
- (4) 被災施設付近において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の棲息・生育が確認されている場合

質 疑 応 答

9-6 異形ブロックを使用した消波工又は根固工が被災した場合、どの程度の被災が災害復旧事業の対象となるのですか。

異形ブロックを使用した消波工等の被災については、被災状況、使用ブロック等の現地の状況を十分調査し、沈下あるいは欠落部分に充当する異形ブロック 1 個の高さの1/2以上が被災している場合は災害復旧事業の対象となります。

(参考)

「海岸における消波工等の被災認定の取扱いについて」(平成17年12月22日)

異形ブロックを使用した消波工及び根固工の被災認定の取扱いについては、これまで、その機能が喪失した場合に補充する異形ブロック 1 個の高さの1/3程度が沈下した場合としていたが、今後補充する異形ブロック 1 個の高さの1/2程度が沈下した場合に改めるものとする。

本被災認定の取扱いについては平成18年災害より適用する。

質 疑 応 答

10-1 農地災害関連区画整備事業には、土地改良法の手続は必要なのですか。

農地災害関連区画整備事業は、換地を伴いますので災害復旧事業と農地災害関連区画整備事業を合わせて、土地改良法の手続が必要になります。この事業の法手続、換地処分の手続については、ほ場整備事業と同様な取扱いとなります。

10-2 農地災害関連区画整備事業の採択までの手続はどのように行うのですか。

災害が発生してから事業採択までの手続は別図のとおりです。

農地災害関連区画整備事業計画は、災害復旧事業計画の樹立と平行して行いますが、受益者の同意を得るのに時間を要しますので、災害復旧事業の現地査定時には本事業の現地調査は行われないのが一般的です。

10-3 財務局との協議はいつの時点で行うのですか。

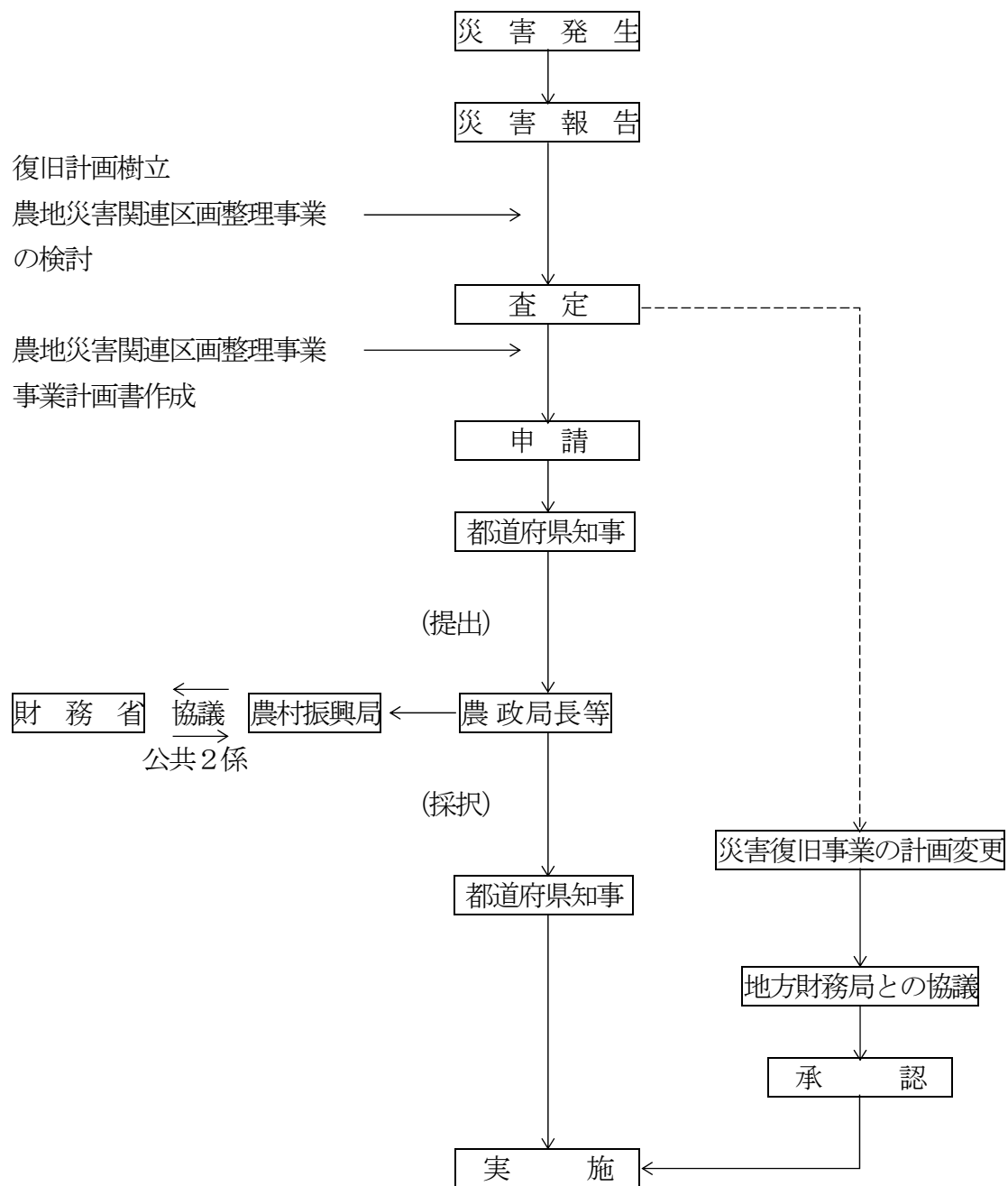
災害査定時に本事業計画が樹立されていない場合もありますが、査定時にその可能性が検討されている地区については、その旨を説明します。

関係財務局との協議は農地災害復旧事業が採択された後とし、災害復旧事業の計画変更の協議と合わせて関連事業の説明を行います。

質 疑 応 答

別 図

農地災害関連区画整理事業実施手順



質 疑 応 答

11-1 災害関連農村生活環境施設復旧事業は「激甚法」の対象となるのですか。

災害関連農村生活環境施設復旧事業は「暫定法」の対象となる「農業用施設」には該当しませんが「激甚法」の適用を受ける場合に、

① 集落排水施設にあっては、市町村等の集落排水施設に係る補助対象額と当該集落排水施設の損害により市町村等に支払われる保険金の合計額が6,000万円以上、又は当該市町村の発生年における標準税収入の10%を超えるとき

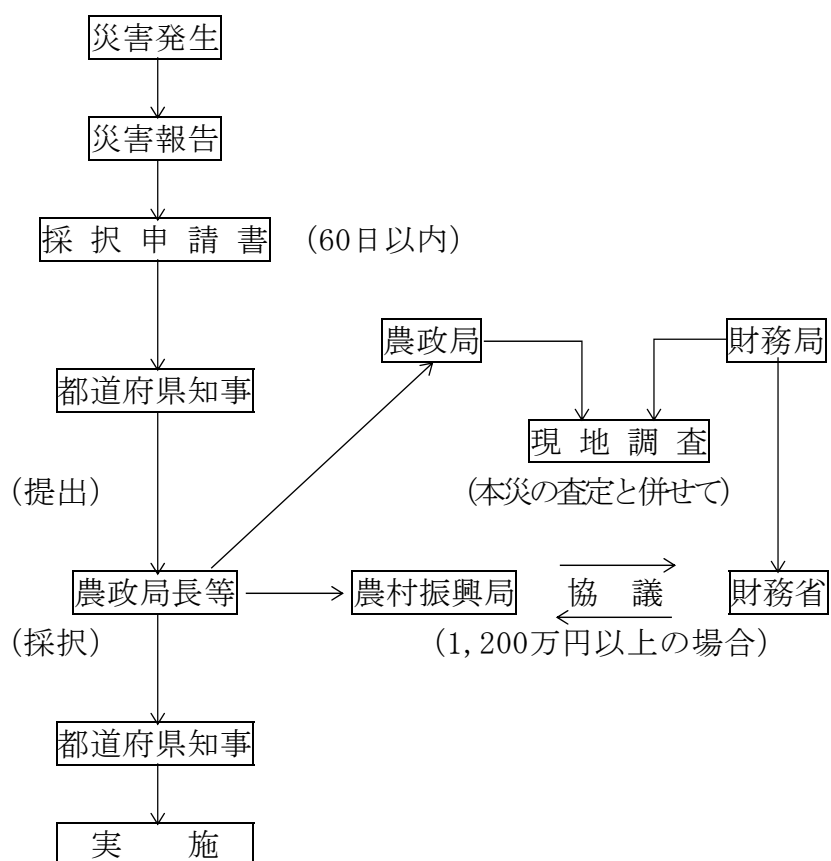
② 営農飲雑用水施設、農村公園施設、集落防災安全施設及び情報基盤施設（以下「営農飲雑用水施設等」という。）にあっては、市町村等の営農院雑用水等に係る補助対象額が6,000万円以上、又は当該市町村の発生年における標準税収入の10%を超えるとき

は、補助率が嵩上げされます。

質 疑 応 答

1 1 - 2 災害関連農村生活環境施設復旧事業の採択までの手続はどのように行うのですか。

災害が発生してから事業採択までの手続きは下図のとおりとなっています。



質 疑 応 答

1 1－3 災害関連農村生活環境施設復旧事業費の積算はどうするのですか。

暫定法の災害の積算方法（単価、歩掛、諸経費率）を準用して積算します。

1 1－4 災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱第3（事業の内容等）の「…暫定措置に関する法律第2条第6項の災害復旧事業が行われる場合に、…」とはどのようなことなのか。

災害関連農村生活環境施設復旧事業を行うことができる場合とは、同一地域に暫定法に基づく災害復旧事業が一件以上ある場合のことをいいます。

（参考）

実施要綱第3

本事業は、農地又は農業用施設について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条第6項の災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）が行われる場合に、これと関連して、同一の災害により被害を受けた農村生活環境施設を原形に復旧（原形に復旧することが不可能若しくは著しく困難又は不適當な場合においては当該施設の有する従前の効用を復旧することを含む。以下同じ。）するものとする。ただし、落雷による場合には、この限りではない。

1 1－5 災害関連農村生活環境施設復旧事業としての位置づけの要件は何なのか。

位置付けの要件としては、暫定法の災害復旧事業と同一地域内で農村生活環境施設が被災したことをもって災害関連としています。ただし、落雷については、局地的ですので、関連性の要件となっている暫定法での被災を受けないこともありますので、この場合には、特例的に落雷単独でも採択できることになっています。

質 疑 応 答

1 1－6 災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要領3の「同一地域内」とは、どの範囲を指すのですか。

同一地域内とは同一市町村内程度の範囲としています。

ただし、冠水により複数市町村にわたって農地・農業用施設及び農村生活環境施設の被災がある場合は、冠水範囲を限度として地域を設定することとしています。また、たとえば営農飲雑用水施設で水源取水施設が他の市町村にある場合で、暫定法災害が受益地である市町村にしかない場合でも、同一地域内とすることはできます。

(参考) 実施要領第3

要綱第3第1項の「これと関連して」とは、本事業を同項に規定する「災害復旧事業」と同一地域内で実施することという。

1 1－7 現地査定を行った場合には、査定結果を査定票に記入するのですか。

暫定法災害の査定票を準用していますので、査定結果については、査定内容の欄に記入することになります。

なお、集落排水施設の被災では、査定額が1,200万円以上の場合がありますが、この場合は、採択保留となって、現地査定の補助対象額は仮決定となり、農林水産省（農村振興局）が財務省と改めて協議を行って補助対象額を決定することになります。（査定時には調査官が、査定票の「査定」欄を「仮決定」に修正して記入します。）

1 1－8 災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要領2の別表の災害関連農村生活環境施設復旧事業対象施設の「これらを補完する施設」とは、具体的にどのような施設を指すのですか。

各施設の保護、管理のための階段、土盛、フェンス、照明設備等を指しています。

質 疑 応 答

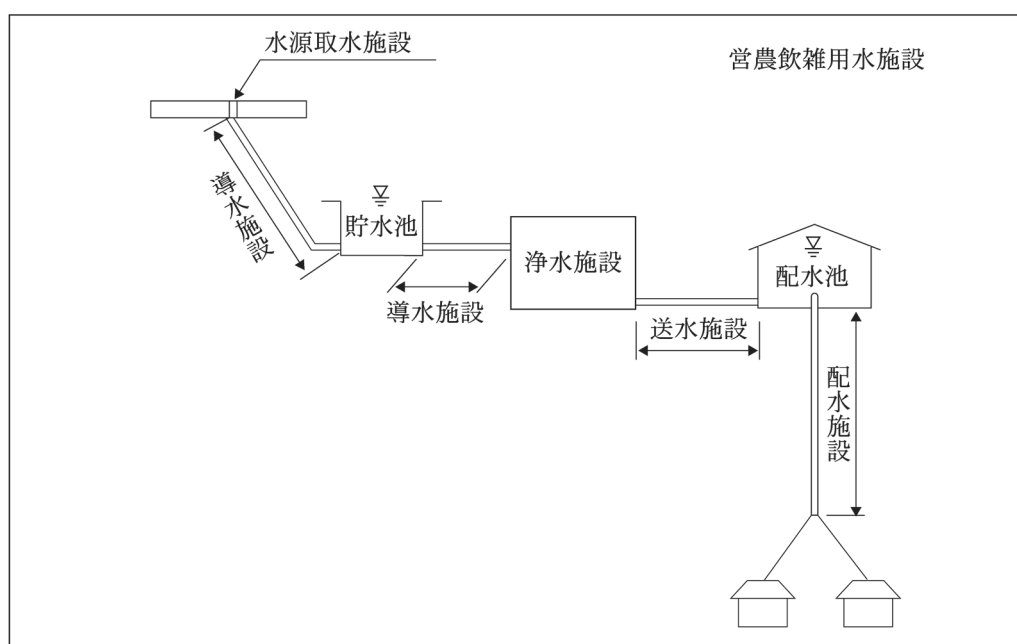
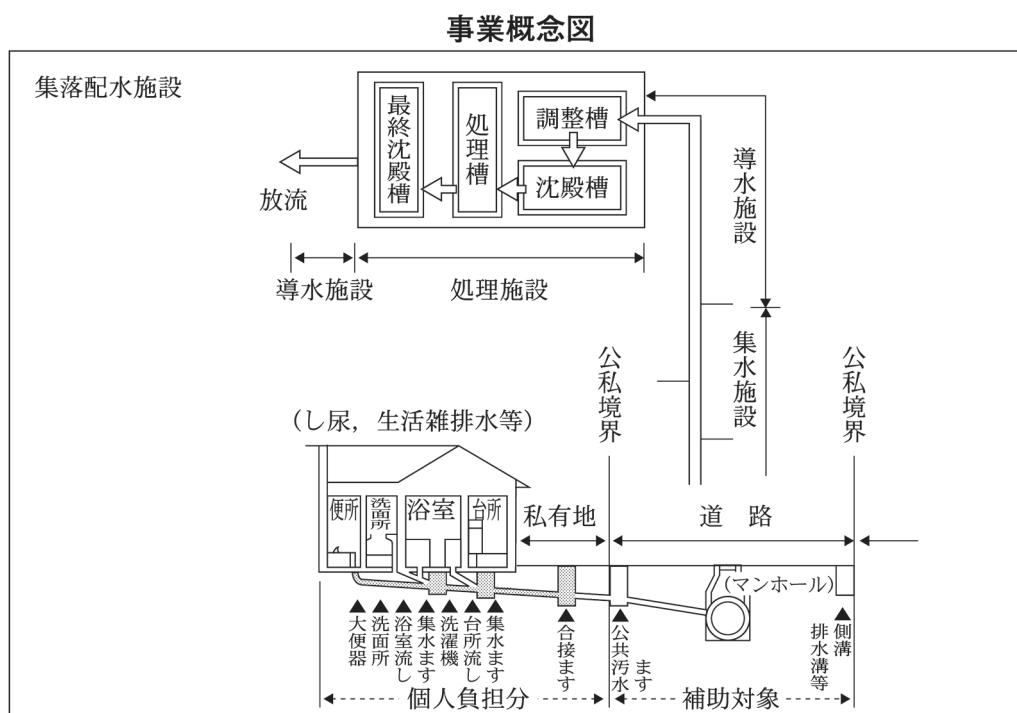
1 1－9 営農飲雑用水施設と了解事項第2－5「防除、飲雑用水施設の取扱い」との取扱いはどのようなになるのですか。

暫定法の災害に該当しない飲雑用水施設については、災害関連農村生活環境施設復旧事業で申請することになります。

質 疑 応 答

11-10 集落排水施設と営農飲雑用水施設とはどのような施設なのか。

下図のような施設です。



質 疑 応 答

1 1－11 集落排水施設に次のような管路及び付帯施設が災害を受けた場合には、災害復旧事業の対象になるのですか。

- ① 管路未供用＋事業実施中
- ② 末端管路未供用＋事業完了部分の供用中
(処理場は稼働しているが、末端で接続していない管路の被災)

①については、事業実施中で管路も未供用ですので、災害関連農村生活環境施設復旧事業の対象にはなりません。

②については、事業完了部分の処理場やそれに接続し供用を開始しているものについては、復旧事業の対象になりますが、末端で接続していない管路については、復旧事業の対象にはなりません。

1 1－12 集落排水施設の被災で、污水处理施設、管路施設は既に完成し殆どが稼働しているのですが、個人負担を伴う宅内配管工事の未実施によって使われていない管路施設等が被災を受けた場合には、災害復旧事業の対象とすることはできるのですか。

宅内配管工事を施工することにより効用を発揮する管路施設については、災害復旧事業の対象とすることができます。

質 疑 応 答

**1 1－13 集落排水施設の被災で共済事業保険が掛けてある場合の取扱い
はどうするのですか。**

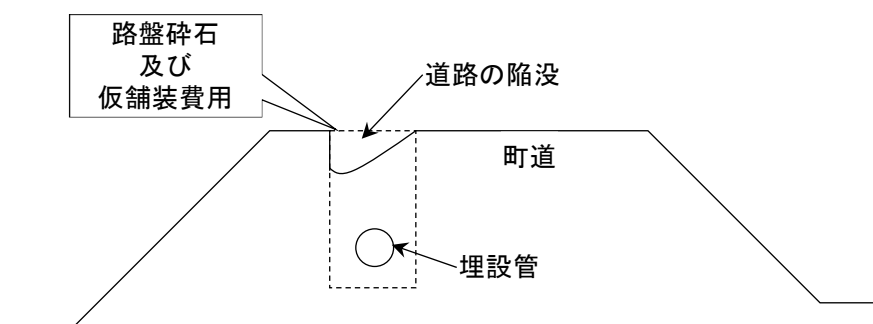
全体事業費から共済事業保険額を除いた額が、補助対象額となります。
このため、災害査定時に保険額の算定が必要になります。

**1 1－14 市町村道に埋設されている集落排水施設の埋設管が被災した場
合に、市町村道の管理者と二重採択防止協議をする必要はあるの
ですか。**

負担法の災害復旧事業と一体不可分で行われることになる災害復旧事業
については、道路管理者と二重採択防止協議を行い、施工範囲や負担割合
を決める必要があります。

質 疑 応 答

- 1 1 - 15 集落排水施設の被災において、下図のように埋設管上部が陥没して、一般交通に支障が生じ道路管理者から配管復旧するまでの間、仮舗装等の対応の申し入れがあった場合、応急仮工事として実施して、災害復旧事業の申請に含めることはできるのですか。



施設の維持管理工事となりますので、災害復旧事業に応急仮工事として申請することはできません。要綱等の運用では、応急工事は、一連の施設に被害を与える恐れが大きいため早急に施行しなければならない増破防止工事に要する費用、長期間にわたり排水の排除が著しく阻害され、又は排水の処理に重大な支障を与えるため緊急に施行しなければならない集水施設、処理施設及び導水施設の仮工事に要する費用となっているためです。

- 1 1 - 16 共済事業保険に加入している集落排水施設が被災した場合、その復旧事業費から保険金を除いた工事費が200万円未満となった場合は復旧事業として申請できますか。

共済事業保険に加入している施設等が被災した場合、保険金で支払われる分を除いた金額が申請事業費となります。

このことから、復旧事業の採択要件である「本事業費に係る工事費が200万円以上であること」の判断は、復旧事業の申請額で判断することになりますので、この場合は申請できません。

質 疑 応 答

1 2 - 1 査定時のみならず実施時においてもブロック積みの安定計算はしなくてよいですか。

標準工法におけるブロック積み選定図や早見表は、標準的な条件に基づき計算し整理したものですから、実施時には、現地の諸条件に合わせ安全であるかどうかを検証する必要がありますので、標準的な条件と異なる場合は、安定計算の実施が必要となります。

1 2 - 2 設計基準「農道」では、ブロック積工の使用範囲が壁高 7 m までとなっていますので、ブロック積工の選定図の適用範囲を 5 m から 7 m までに拡大してほしい。

直高 5 m を超える土留め工は一般的でないことから、現地の諸条件で安定計算をする必要がありますので、現地の状況を加味した個別の対応をお願いします。

1 2 - 3 既設の積ブロックの勾配と今回復旧工法で選択した積ブロックの勾配が違う場合、どちらに合わせて設計すればよいですか。

現地において構造、勾配が異なるブロック積が現存する場合は、被災箇所と同条件かを検証し、同一であれば現存の構造を尊重することとなりますが、異なる場合は違いを十分に整理し違うタイプでの復旧の必要性を説明することになります。

なお、復旧工法で示すブロック積み選定図や早見表は、査定時の簡素化のため、一定の条件を与えて計算し作成したものですので、実施時には現地条件を精査し条件が異なる場合は、現地の条件に合わせ再度安定計算を行い、決定する必要があります。

質 疑 応 答

1 2 - 4 豪雨等によりダムの網場に流入した流木除去について、災害復旧事業として申請できますか。

災害復旧事業の要件に該当する豪雨等により施設に形状被害はないがダムの網場に500m³以上の流木が漂着している場合は、査定要領第13（7）の個別協議案件として本省間で協議を行いますので、事案が生じた場合は関係資料を作成の上、担当農政局を通じ相談してください。

（参考）

査定要領

第13条（7） その他前各号に掲げるものに類する工事

前項（1）～（6）までに掲げる事例のほか、施設に形状被害はないが、災害が原因となってその施設の機能に障害が生じた場合は工種の如何にかかわらず、災害前までその施設が発揮した効用を回復することを限度として、改修、増設、代替施設の新設等を行うことができます。